

# 重要事項説明書

(看護小規模 優花)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

## 1 看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社フクシアス
代表者氏名	浦邊 雄作
本社所在地 (電話番号)	久留米市田主丸町志塚島 907 番地 3 0943-72-0550
法人設立年月日	平成 27 年 1 月 22 日

## 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	看護小規模 優花
介護保険指定事業所番号	4091601825
事業所所在地	久留米市田主丸町志塚島 907 番地 3

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この事業は、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とする。
運営の方針	要介護者の様態や希望に応じて、事業所への通いや訪問サービス、宿泊や訪問看護サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

(3) 事業所の職員体制

管理者	戸幡 久実
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1名 介護従業者と兼務
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	1名
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。	看護職員 3名 常勤 2名 非常勤 1名  介護職員 11名 常勤 5名 非常勤 6名

(4) 営業日、営業時間及び実施地域

営業日	365日
① 通いサービス提供時間	基本時間 8時30分～17時30分まで
② 宿泊サービス提供時間	基本時間 17時30分～8時30分まで
③ 訪問サービス提供時間	24時間
通常の事業の実施地域	久留米市地区

(5) 登録定員及び利用定員

登録定員	29名
通いサービス利用定員	18名
宿泊サービス利用定員	8名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
介護計画の作成	<p>1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービス及び訪問看護サービスを柔軟に組み合わせ、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。</p> <p>2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。</p> <p>3 計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。</p> <p>4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。</p>
相談・援助等	<p>1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。</p>
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	<p>1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。</p> <p>2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。</p> <p>3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。</p>
	<p>1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。</p>
	<p>1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。</p> <p>2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。</p>
	<p>1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。</p>
	<p>1 食事の提供及び、食事の介助を行います。</p> <p>2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。</p> <p>3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。</p>
	<p>1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>

訪問サービスに関する内容	身体の介護	<p>1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。</p> <p>2 食事介助 食事の介助を行います。</p> <p>3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。</p> <p>4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。</p>
	生活介助	<p>1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。</p> <p>2 調理 利用者の食事の介助を行います。</p> <p>3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。</p> <p>4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。</p>
	その他	<p>1 利用者の安否確認等を行います。</p>

## (2) 看護小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

看護小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 介護保険給付サービス利用料金

『看護小規模多機能型居宅介護費』

同一建物居住者以外の者に対して行う場合

要介護度 所定単位	要介護 1 12,447 単位	要介護 2 17,415 単位	要介護 3 24,481 単位	要介護 4 27,766 単位	要介護 5 31,408 単位
サービス 利用料	124,470 円	174,150 円	244,810 円	277,660 円	314,080 円
サービス利用 自己負担額 (1割)	12,447 円	17,415 円	24,481 円	27,766 円	31,408 円
サービス利用 自己負担額 (2割)	24,894 円	34,830 円	48,962 円	55,532 円	62,816 円
サービス利用 自己負担額 (3割)	37,341 円	52,245 円	73,443 円	83,298 円	94,224 円

同一建物居住者に対して行う場合

要介護度 所定単位	要介護 1 11,214 単位	要介護 2 15,691 単位	要介護 3 22,057 単位	要介護 4 25,017 単位	要介護 5 28,298 単位
サービス 利用料	112,140 円	156,910 円	220,570 円	250,170 円	282,980 円
サービス利用 自己負担額 (1割)	11,214 円	15,691 円	22,057 円	25,017 円	28,298 円
サービス利用 自己負担額 (2割)	22,428 円	31,382 円	44,114 円	50,034 円	56,596 円
サービス利用 自己負担額 (3割)	33,642 円	47,073 円	66,171 円	75,051 円	84,894 円

- ※ 要介護度別に応じて定められた金額（省令によって変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。
- ※ 1ヶ月ごとの包括費用（月限定）です。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

#### (4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

##### «看護小規模多機能型居宅介護»

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額			
		基本利用料	自己負担額1割	自己負担額2割	自己負担額3割
初期加算	利用を開始した日から30日間に係る1日当たりの加算料金です。 30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も含みます。	300円	30円	60円	90円
認知症加算 (Ⅲ)	日常生活に支障のきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）の場合に算定する1月あたりの加算料金です。	7,600円	760円	1,520円	2,280円
認知症加算 (Ⅳ)	要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅱ）の場合に算定する1月あたりの加算料金です。	4,600円	460円	920円	1,380円
訪問体制強化加算	訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置する場合に算定する1月あたりの加算料金です。	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
退院時共同指導加算	病院や介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所後、当施設の訪問看護サービスを1回目の利用をした際に算定する加算料金です。	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時対応加算	当施設が24時間連絡できる体制にあり、緊急時における訪問を行う体制にある場合に算定する1月あたりの加算料金です。	7,740円	774円	1,548円	2,322円
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を必要とする方の状態に応じて算定する1月あたりの加算料金です。	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理を必要とする方の状態に応じて算定する1月あたりの加算料金です。	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	当施設を利用期間中に看取りを行った際に算定される加算料金です。	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ)	イ. 利用者的心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し個別計画書の見直しを行っていること ロ. 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に積極的に参加していること	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
サービス提供体制強化加算 Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合の1月あたりの加算料金です。	7,500円	750円	1,500円	2,250円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。 ※加算Ⅰ～Ⅲいずれかを算定します。 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	介護報酬 総単位数 × 149/1000	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割

#### (5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 ・事業所から片道 5km 未満 0円 ・事業所から片道 5 km 以上の場合は 1km 毎に 35 円加算 ・受診時等の送迎 片道 500 円
③ 交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を請求します。また、受診時の送迎などで自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。 ・事業所から片道 10km 未満 500 円 ・事業所から片道 10km 以上の場合 1,000 円加算
③ 食事の提供に 要する費用	朝食 450 円/回 昼食 550 円/回 夕食 650 円/回
④ 宿泊に要する費 用	居室 2,100 円／泊
⑤ おむつ代	100 円／個
⑥ 受診時の付添	500 円／30 分あたり
⑦ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

#### 4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 指定口座への振り込み 西日本シティ銀行 吉井支店 普通口座 3013390 口座名義 株式会社フクシアス 代表取締役 浦邊 雄作</p> <p>(イ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間、介護保険負担割合）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行ないます。なお、「看護小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

#### 6 衛生管理等

##### ① 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。

## ② 感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底します。

また、従業者への衛生管理に関する研修を年1回行っています。

## ③ 他機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 7 緊急時の対応方法について

看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名 くまがえクリニック 所 在 地 久留米市田主丸町田主丸 560-10 電話番号 0943-72-2528 受付時間 9:00~12:30、13:30~18:00 診療科 内科・胃腸科・外科・整形外科
------------------------	---

## 8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する看護模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	施設業務の補償、施設利用者の補償、施設職員の補償

## 9 非常災害対策

### ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（管理者・戸幡 久実）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
  - ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 避難訓練実施時期：(毎年2回 4月・10月)

## 10 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
  - ① 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聴くとともに担当の職員からも事情を確認する。
  - ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要があると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行う。
  - ③ 検討の結果等を踏まえて、必ず翌日までに具体的な対応をする（利用者に謝罪に行く、改善の取り組の報告等）。
  - ④ 記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し、再発防止と今後の改善に役立てる。

### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 久留米市田主丸町志塚島 907 番地 3 電話番号 0943-72-0550 ファックス番号 0943-72-0608 受付時間 9:00~17:00
【市町村（保険者）の窓口】 (久留米市介護保険課)	所在地 久留米市城南町 15 番地 3 電話番号 0942-30-9206 ファックス番号 0942-36-6845 受付時間 8:30~17:15（土日祝祭日休み）
【公的団体の窓口】 福岡県国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 電話番号 092-642-7800

## 11 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、優花玄関に文書により掲示します。

## 12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> </ul>
--------------------------	---

	<p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

### 13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・戸幡 久実
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

### 14 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、

5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 15 地域との連携について

- ①運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めます。
- ②看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

## 16 サービス提供の記録

- ①看護小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 看護小規模多機能型居宅介護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 利用料、利用者負担額の目安

(介護保険を適用する場合)

«看護小規模多機能型居宅介護»

基本 利用 料	介 護 保 険 運 用 の 有 無	サービス内容					利用料	利用者 負担額
		初期 加 算	サ ー ビ ス 提 供 加 算	強 化 問 体 算 制	体 制 強 化 加 算	マ ネ ジ メ ン ト		
1週当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額								

(2) その他の費用

① 送迎費	重要事項説明書3(5)－①記載のとおりです。
② 交通費	重要事項説明書3(5)－②記載のとおりです。
③ 食事の提供に要する費用	重要事項説明書3(5)－③記載のとおりです。
④ 宿泊に要する費用	重要事項説明書3(5)－④記載のとおりです。
⑤おむつ代	重要事項説明書3(5)－⑤記載のとおりです。
⑥その他	重要事項説明書3(5)－⑥記載のとおりです。

(3) 1月当たりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安（介護 の場合）

利用料（1割負担の場合）

おむつ代等

実費

お支払い額の目安	円
----------	---

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活用も可能です。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在 地	福岡県久留米市田主丸町志塚島 907 番地 3
	法 人 名	株式会社フクシアス
	代 表 者 名	浦邊 雄作 印
	事 業 所 名	看護小規模 優花
	説 明 者 氏 名	印

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印